

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を持参又は郵送してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、必要書類の受領が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説等

- ・ 入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・ 高松市公募型指名競争入札試行要領は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページから [事業者の方] → [入札・契約情報] → 契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・ 参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、公募型指名競争入札参加申請書等の必要書類を令和8年5月28日（木）までにスポーツ振興課に提出する必要があります。御注意ください。
- ・ 表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1	件名	(長期継続契約) かがわ電子自治体システム利用用端末機器等賃貸借
2	履行場所	高松市総合体育館ほかスポーツ振興課指定場所
3	賃貸借期間	令和8(2026)年10月1日から令和13(2031)年9月30日まで
4	最低制限価格	設定しない
5	予定価格	非公表
6	入札保証金	免除
7	契約保証金	要 【注意事項】(17)を参照のこと。 高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
8	支払条件	毎月完了払(適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。)
9	入札参加条件	(1) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (2) 国、香川県及び高松市税の滞納がないこと。 (3) 過去5年の間に国(独立行政法人及び公社を含む。)又は地方公共団体において、コンピュータ機器類、システムの設計・開発及び保守・管理に係る契約を締結し、そのすべてを誠実に履行完了又は履行中であること。 (4) 申請日現在、高松市の物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿の業種名「事務用機器類」の営業種目「コンピュータ機器類」、業種名「情報・通信」の営業種目「システムの設計・開発」及び「システムの保守・管理」に記載されて、連続して2年を経過していること。

10 入札参加申請	<p>入札参加を希望する者は、<u>公募型指名競争入札参加申請書（様式1）</u>及び「9 入札参加条件」（3）（4）を証する書類（導入実績が確認できる契約書等の写し、各資格の取得を確認できる証書等）を持参又は郵送により提出すること。</p> <p>（1） 持参の場合 高松市役所7階 スポーツ振興課に持参すること。</p> <p>（2） 郵送の場合 一般書留又は簡易書留により「27 問合せ先」まで郵送のこと。</p>
11 参加申請書提出期間	<p>令和8年5月25日（月）から同月28日（木）まで （日曜日、国民の祝日を定める法律に規定する休日及び土曜日を除く）。</p> <p>（1） 持参の場合 午前9時から午後5時まで。</p> <p>（2） 郵送の場合 上記期間最終日午後5時必着。</p>
12 指名（非指名）通知	<p>（1） 通知は、令和8年5月29日（金）にFAXで送信する。</p> <p>（2） 指名した者には指名通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。</p>
13 仕様書	このページを開く画面から閲覧及びダウンロードできる。
14 現地調査	実施しない。
15 質問及び回答	<p>（1） 指名通知を受けた者が、本業務の内容に質問がある場合は、<u>質問書及び回答書（様式2）</u>を利用し、「（長期継続契約）かがわ電子自治体システム利用用端末機器等賃貸借」という件名にて、令和8年6月2日（火）※正午までにスポーツ振興課にFAXで送信すること。</p> <p>※ 電話及び口頭での質問は受け付けない。</p> <p>（2） 受け付けた質問に関する回答は、問合せ事業者名を伏せて、指名通知を受けた者全者に、令和8年6月3日（水）にFAXで回答する。</p> <p>仕様書同様、これを熟知の上入札すること。</p> <p>※ 回答が遅れる場合は、その旨通知する。</p> <p>（3） 次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③までの順番とし、これにより難しい場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>① 契約書</p> <p>② 質問に対する回答書</p> <p>③ 仕様書</p>
16 機種選定書提出期間	<p>（1） 本業務に係る機種の選定について、<u>機種選定書（様式3）</u>を利用し、令和8年6月4日（木）から同月5日（金）※正午までにスポーツ振興課にFAXで送信すること。</p> <p>※選定した機器等が仕様書記載事項を満たすことができるカタログ等を添付すること。</p> <p>※機種の確認を得ることなく提出した入札書は無効となる。</p> <p>（2） 受け付けた機種選定書に関する回答は6月8日（月）にFAXで回答する。</p> <p>仕様書同様、これを熟知の上入札すること。</p>
17 入札書提出方法及び提出先	<p>提出期間 令和8年6月9日（火）から同月11日（木）まで（郵送又は持参による） 提出時間はいずれの日も午前9時から午後5時まで。（※必着）</p>
	<p>提出先 「27 問合せ先」のとおり。</p>

	注意事項	(1) 入札に参加できるのは、指名通知を受けた者のみとする。 (2) 件名は「(長期継続契約) かがわ電子自治体システム利用用端末機器等賃貸借」とすること。
18 開 札	日時	令和8年6月12日(金) 午前9時
	場所	高松市役所3階 33会議室
19 再度入札書提出方法及び提出先	実施の有無	有。実施の際は、入札参加者(辞退者及び失格者を除く。)に対し、令和8年6月12日(金)午後5時までに、メールにて通知する。 ただし、初回の入札において、無効の入札をした者又は失格となった者は、再度入札に参加する権利を持たないため通知しない。
	提出期間	令和8年6月15日(月)から同月17日(水)まで(持参のみ受付)。 提出時間はいずれの日も午前9時から午後5時まで。
	提出先	「27 問合せ先」のとおり。
19 再度開札	開札日時	令和8年6月18日(木) 午前9時
	開札場所	高松市役所3階 33会議室
20 試行要領等		(1) 高松市公募型指名競争入札試行要領 (2) 高松市期間入札試行要領 (3) 期間入札(試行)に関する留意事項 ※ 契約監理課ホームページの「例規・要綱等」及び「その他お知らせ>期間入札について」からダウンロードできます。
21 入札参加者の心得		<u>入札参加者の心得</u>
22 委任状・入札書等		<u>入札書(様式4)</u> <u>委任状(様式5)</u> : 委任しない場合は提出不要。 <u>入札書封筒の表(おもて)に貼り付ける様式及び郵送用封筒宛名(様式6)</u> <u>委任状及び入札書の記載例</u>
23 契約条項		<u>契約書</u>
24 入札の辞退		指名通知を受けた者が、入札を辞退するときは、辞退理由を付した <u>辞退届(様式7)</u> を、「27 問合せ先」に直接持参するか郵送(入札日前日までに到着)すること。
25 賃貸借会社指名届		<u>賃貸借会社指名届(様式8)</u> 自社にて賃貸借制度がある場合は提出不要。
26 その他事項		この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約である。

27 問 合 せ 先	〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市創造都市推進局スポーツ振興課（高松市役所7階） 担当 黒川 電話 087-839-2626 F A X 087-839-2015 メールアドレス shispo@city.takamatsu.lg.jp
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 関係規則及び要綱は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページから [事業者の方] → [入札・契約情報] → 契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。

【注意事項】

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項及びその他指示事項を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう（本入札は持参のみ受付）。高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (3) この通知書により指名を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、その指名を取り消すものとする。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
 - イ 経営・資産・信用等の状況に変動があり、契約の履行がなされないおそれがあると認められたとき。
 - ウ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）の規定により指名停止を受けたとき。
 - エ その他職員の指示を守らなかったとき。
- (4) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項並びに入札参加者の心得による。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、60か月分を乗じた金額をもって契約金額とするので、**入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1か月分の110分の100に相当する金額（入札金額）を入札書に記載すること（入札金額は整数とすること）。**
- (6) 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。開札の立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに、期間入札に係る開札立会申込書（「高松市期間入札試行要領」様式第2号）をスポーツ振興課に持参により提出しなければならない。開札場所への入室は、開札の15分前から行うので、開札当日に提出する場合、午前8時45分以降は、開札場所に持参すること。再度入札の場合も同じ。
- (7) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (9) 落札者は、本市が指定する期限までに、スポーツ振興課に次の書類を提出しなければならない。
 - ア 仕様書を満たしていることを証する資料（様式自由）
カタログ等でも可とする。
 - イ 入札金額内訳（様式自由）
機器（メーカー、型番）、作業費、賃貸借期間内の保守等、全ての費用の積算根拠となる内訳（型番や個数等）を、消費税相当額及びリース料相当額が分かるよう記述すること。

ウ (免税事業者である場合) 免税事業者届出書 (規定様式)

落札者決定後3執務日以内に、免税事業者届出書の提出がない場合、本市は落札者を課税事業者として取り扱うものとする。

※ ア～ウは様式をまとめて提出することを可とする。

- (10) 落札者決定後、選定した機器が仕様書に示す仕様を満たしていないと判明した場合、落札者にて落札金額の範囲内で対応すること。
- (11) 落札者が契約締結日までの間において、高松市指名停止等措置要綱 (平成24年高松市告示403号) による指名停止をされた場合は、契約を締結しないことがある。また、落札の取り消しについては、高松市契約規則第14条の5の例によるものとする。
- (12) (11)により契約を締結しないこととした場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (13) 契約に当たっては、関係書類として配布する契約書により契約を締結する。落札者は、落札後、速やかに、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。
- (14) 契約は、高松市、賃貸借会社及び導入業者間において、第三者賃貸方式 (民法第537条) による賃貸借契約を結び、賃貸借料は賃貸借会社に支払うものとする。自社でリースする場合は、高松市と導入業者間で賃貸借契約を締結する。
自社で取り扱うことが可能な、仕様を満たす奨励製品を提案し、「9 入札参加条件 (1)(2)」を満たし、信頼性、実績ともに優良と認められる賃貸借会社を選定し、入札時に賃貸借会社を明記した「賃貸借会社指名届」(様式8)を本市に提出すること。契約期間内において、賃貸借会社が仕様どおりに業務を履行しない場合は、導入業者の責任において履行しなければならない。
- (15) 保守を含む、業務の一部を第三者に委託するときは、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、本市の許可を得ること。
- (16) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (17) 契約保証金は次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保 (高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項) を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (18) 長期継続契約の締結に当たっては、来年度以降の予算が確保されていないため、当該契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。」旨の条件付解除条項を付する。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ（<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）>> 事業者の方 >> 入札・契約情報 >> 契約監理課ホームページ）

【周知事項】

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由によりやむを得ず履行期間の始期以後に設置する場合の手続きは、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱及び契約書に定めるもののほか、次の通りです。
 - ア 履行期間の始期までに設置しないおそれがあり、その全部又は一部について延長する必要があると判断した場合は、あらかじめ履行期間延長承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
 - イ アにより承認を受けた期限までに履行することが更に困難となったとき、又は履行することができなかつたときは、再度履行期間延長承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
 - ウ 履行期間の始期までに履行期間延長承認申請書を提出しなかつたときは、市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 市と取引のある方及び市職員は、不正経理（架空の物品購入その他市の物品購入における経理上の不正又は不当な行為）を受け入れ、又はこれに関与することは禁止されています。市の職員から万が一、不正経理を求められた場合は、市の公益通報制度等により通報してください（窓口：総務局コンプライアンス推進課）。また、市の入札参加資格者名簿に登載された者が不正経理に関与した事実が明らかになった場合には、高松市指名停止等措置要綱による措置の対象となります。
- (3) (2) のほか、売買、賃借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。
 - ※ 同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）
 - ⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com
 - 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会
 - ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

【適正な労働条件の確保】

- (1) 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。
所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。

以上